

## 【第1章（定義）関係】

＜オペレーショナル・リスク全般＞

【関連条項】第1条第111号

第1条第111号-Q1 オペレーショナル・リスク（銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、機能しないこと又は外生的な事象により損失が生じるリスク（法的リスクを含む。ただし、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいう。）にはどのようなリスクが含まれますか。（令和4年4月28日追加）

(A)

オペレーショナル・リスクには、横領やマネーロンダリング等の不正に係る懲罰（内部の不正）、第三者による詐欺・サイバー攻撃（外部からの不正）、労働災害やハラスメント・差別行為による損失（労務慣行及び職場の安全）、適合性原則違反による損失（顧客、商品及び取引慣行）、交通事故・テロ・自然災害・感染症に伴う引当金や職員や関係者の被害に関する見舞金や手当（有形資産に対する損傷）、システム障害（事業活動の中断及びシステム障害）、業務上の事務ミス（注文等の執行、送達及びプロセスの管理）等の「オペレーショナル・リスク損失事象」により、金融機関の財務諸表に費用や償却等の形で影響を与える「オペレーショナル・リスク損失」が生じるリスクが含まれます。

なお、オペレーショナル・リスク損失事象の種類（大分類）については、別表第二に規定しています。

＜法的リスク＞

【関連条項】第1条第111号

第1条第111号-Q2 法的リスクにはどのようなリスクが含まれますか。（令和4年4月28日追加）

(A)

違約金、懲罰的損害賠償金、監督上の措置及び和解等から生ずる罰金等に係るリスクが含まれます。ただし、これだけに限定されず、係争等から生じ得るオペレーショナル・リスク損失について包括的に捕捉する必要があります。

＜戦略リスク及び風評リスク＞

【関連条項】第1条第111号

第1条第111号-Q3 戦略リスクと風評リスクにはどのようなリスクが含まれますか。（令和4年4月28日追加）

(A)

戦略リスクには経営戦略や経営計画策定時の経営判断や意思決定に起因して損失が顕在化するリスクが、また、風評リスクには評判の悪化や風説の流布等により信用が低下するこ

とから損失が発生するリスクが含まれます。

なお、これらのリスクはオペレーショナル・リスク相当額の算出対象外とするものの、オペレーショナル・リスクに密接に関わるリスクであるため、内部管理、リスク管理等の観点から考慮する必要があります。

<間接損失、逸失利益、機会損失>

【関連条項】第1条第112号

第1条第112号-Q1 間接損失、逸失利益、機会損失はオペレーショナル・リスク損失に含まれますか。(令和4年4月28日追加)

(A)

自然災害やシステム障害などに付随して生じた追加的な人件費等の間接損失、手数料減免等の逸失利益、顧客の離脱等による機会損失等、会計処理を伴わないものは、オペレーショナル・リスク損失に含まれません。

ただし、金融機関の判断で当該データを収集し、内部管理に使用することはリスク管理向上の観点から望ましいことであり、収集対象とすることを妨げるものではありません。この場合において、当該データを内部損失データから除外することが事務的に困難であるときは、逸失利益や機会損失を含めた内部損失データを用いて ILM を算出することも可能です。

<持分法適用会社>

【関連条項】第1条第112号

第1条第112号-Q2 持分法適用会社で発生した損失は、オペレーショナル・リスク損失に該当しますか。(令和4年4月28日追加)

(A)

持分法適用会社はオペレーショナル・リスク相当額の算出対象外であり、持分法適用会社で発生した損失はオペレーショナル・リスク損失に該当しません。ただし、金融機関の判断で当該データを収集し、内部管理に使用することはリスク管理向上の観点から望ましいことであり、収集対象とすることを妨げるものではありません。

<外部委託>

【関連条項】第1条第112号

第1条第112号-Q3 外部委託先やこれに類する者(業務上の関係や契約を有する組織や事業者を含む)において発生した損失は、オペレーショナル・リスク損失に該当しますか。(令和4年4月28日追加)

(A)

外部委託先やこれに類する者(業務上の関係や契約を有する組織や事業者を含む)において発生した損失であっても、損失の填補や顧客への賠償等、金融機関において会計処理が発

生した場合にはオペレーショナル・リスク損失に該当しますが、会計処理が発生しない場合にはオペレーショナル・リスク損失に該当しません。

## 【第 10 章（オペレーショナル・リスク）関係】

<中間事業年度の取り扱い>

【関連条項】第 305 条、第 306 条

第 305 条-Q1 BIC 及び ILM について、中間事業年度、第一四半期末及び第三四半期末の算出方法を教えてください。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

中間事業年度における BIC は 9 月末時点を基準時点とする 3 年前までの連続した 6 半期のデータを用いて、ILM は第 306 条第 1 項第 1 号に定める方法の承認を得た金融機関に限り、9 月末時点を基準時点とする ILM の算出に必要な年数分のデータを用いて算出する必要がありますが、第 306 条第 1 項第 1 号に定める方法以外の方法で ILM を算出する金融機関は、直前の事業年度末において算出した ILM をそのまま利用することが可能です。

ただし、法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関においては、中間事業年度を基準時点とする場合は、直前の事業年度末において算出した BIC 及び ILM を、そのまま当該基準時点における BIC 及び ILM とします。

また、第一四半期末又は第三四半期末を基準時点とする場合は、それぞれ直前の事業年度末又は中間事業年度末において算出した BIC 及び ILM を、そのまま当該基準時点における BIC 及び ILM とします。

<組織再編>

【関連条項】第 305 条、第 306 条、第 310 条、第 315 条、第 318 条、別紙様式第 4 号

第 305 条-Q2 合併、会社分割、事業譲渡、株式の取得又は譲渡、株式交換、株式移転等の組織再編がある場合、当該合併会社や連結子法人の BIC 及び ILM 算出は、いつから必要になりますか。また、既存事業を切り出して子会社を設立した場合において、設立から 10 年を超えない期間は常に第 310 条に定められている基準を満たす内部損失データを保有していない扱いになりますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

合併又は連結子法人等を買収・設立した場合と、連結子法人等を売却した場合で取り扱いが異なります。

(1) 合併又は連結子法人等を買収・設立した場合

当該連結子法人等の BI は、当期だけでなく、(組織再編前の) 前期・前々期の分も可能な限り計上する必要があります。すなわち、当該連結子法人等の組織再編前の BI については、単に BI の計算から除くのではなく、まずは合理的な算出方法を検討の上、適切に算出する必要があります。

他方で、ILM 算出用の内部損失データについては、組織再編の前後において事業の性質が

不変である場合に限り、組織再編前の内部損失データをカウントすることが可能です。事業の性質が変わっている場合には、組織再編前の内部損失データを直近 10 年間分の内部損失データとしてカウントすることはできず、組織再編後の 10 年間分の内部損失データを収集する必要があります。

以下、①合併、②買収、③設立のそれぞれのケースについて具体例を示します。

①A 銀行と B 銀行が合併し、C 銀行が設立された場合

A 銀行と B 銀行が合併し C 銀行が設立された場合であって、かつ、合併の前後で事業の性質が不変である場合には、C 銀行の BI 及び ILM 算出用のデータとして、合併前の A 銀行及び B 銀行の個別の内部損失データをカウントすることが可能です。

他方で、合併の前後で事業の性質が変化した場合（例：事業譲渡等）には、合併前の A 銀行及び B 銀行の個別の内部損失データは、C 銀行の内部損失データとしてカウントすることはできません。

②D 銀行持株会社が E 銀行を買収し、連結子法人とした場合

D 銀行持株会社が E 銀行を買収し連結子法人とした場合であって、かつ、買収の前後で事業の性質が不変である場合には、D 銀行持株会社の BI 及び ILM 算出用のデータとして、買収前の E 銀行の個別の内部損失データをカウントすることが可能です。

他方で、買収の前後で事業の性質が変化した場合には、合併前の E 銀行の個別の内部損失データは、合併後の E 銀行の内部損失データとしてカウントすることはできません。

もっとも、第 307 条-Q1 に規定するとおり、E 銀行においても第 310 条に規定する内部損失データを十分に保有していることが前提となりますので、詳細については、第 307 条-Q1 を参照してください。

③F 銀行が G 銀行を連結子法人として設立し、F 銀行の既存事業を G 銀行に事業譲渡した場合

例えば、新設した G 銀行に、F 銀行の既存事業を事業譲渡等により移管させた場合には、当該事業の性質が移管の前後で不変であることが想定され、移管前の当該ビジネスに係る F 銀行の BI を可能な限り G 銀行の BI の計算に含める必要があります。

仮に、移管前の当該事業に係る BI（T-2 期及び T-1 期）を除外し、移管後の BI（直近の T 期）のみを計上してしまうと、G 銀行の BI の直近 3 年間の平均値を算出する際に、過少な値となってしまうおそれがありますので、ご注意ください。

また、当該事業の性質が不変である場合には、移管後の G 銀行の ILM 算出用のデータとして、F 銀行の当該事業の内部損失データをカウントすることが可能です。

上記の結果として、開示告示別紙様式第 4 号の開示についても、遡及計算を行い、更新さ

れた数値を開示する必要があります。したがって、BI の当事業年度の口欄（又はハ欄）の数値又は内部損失データの当事業年度の口欄～ヌ欄は、必ずしも前事業年度の数値と一致するとは限りません。なお、既に前事業年度に開示した数値や PDF ファイルの遡及訂正は不要です。

## (2) 連結子法人等を売却した場合

### ①売却前の連結子法人等の BI の取り扱い

当期の期初に連結子法人等を他社に売却した場合には、財務諸表上、当該連結子法人等から得られる収益はそれ以降計上されませんので、当期の BI もその分減少することが想定されます。一方、(売却前の) 前期・前々期の BI について、(1) と同様に遡及計算し、除外する形で更新できるかという点、ケースバイケースになります。

まず、当該連結子法人等のビジネスに「類似した業務を現在行っておらず、かつ、将来にわたって類似した業務を行う予定がないことを示す」等の BI の算出に係る除外特例に係る承認の申請手続きを行い（第 315 条）、金融庁長官の承認を受けた場合には、前期・前々期の BI について、BIC 算出から除外することができます。除外した場合には、開示についても、遡及計算を行い、更新された数値を開示する必要があります。

結果として、開示告示別紙様式第 4 号の当事業年度の口欄（又はハ欄）の数値は、必ずしも前事業年度の数値と一致するとは限りません。

他方で、当該連結子法人等のビジネスと類似した業務を現在行っている場合（例：親会社で預金貸出業務を行っており、当該連結子法人等でも預金貸出業務を行っていた場合）については、BI の算出に係る除外特例の承認要件を満たしません。この場合には、前期・前々期の BI については、遡及計算は不要となります。すなわち、3 年が経過し、当該売却済の連結子法人等の影響が期落ちするまで、BI 算出に含まれることとなります。

### ②売却前の連結子法人等の ILM の取り扱い

当期の期初に連結子法人等を他社に売却した場合には、財務諸表上、当該連結子法人等から発生するオペレーショナル・リスク損失はそれ以降計上されませんので、当期の内部損失データもその分減少することが想定されます。一方、(売却前の) 直近 10 年間分の内部損失データについて、(1) と同様に遡及計算し、除外する形で更新できるかという点、ケースバイケースになります。

まず、当該連結子法人等のビジネスに「類似した業務を現在行っておらず、かつ、再発するおそれがないことを示す」等の ILM の算出に係る除外特例に係る承認の申請手続きを行い（第 318 条）、金融庁長官の承認を受けた場合には、(売却前の) 直近 10 年間分の内部損失データについて、ILM 算出から除外することができます。除外した場合には、開示についても、遡及計算を行い、更新された数値を開示する必要があります。結果として、別紙様式第 4 号の当事業年度の口欄～ヌ欄の数値は、必ずしも前事業年度の数値と一致するとは限りま

せん。

他方で、当該連結子法人等のビジネスと類似した業務を現在行っている場合（例：親会社で預金貸出業務を行っており、当該連結子法人等でも預金貸出業務を行っていた場合）については、ILMの算出に係る除外特例の承認要件を満たしません。この場合には、（売却前の）直近10年間分の内部損失データについては、遡及計算は不要となります。すなわち、10年が経過し、当該売却済の連結子法人等の影響が期落ちするまで、ILM算出に含まれることになります。

#### <組織再編>

##### 【関連条項】第305条

第305条-Q3 合併や子会社設立等の事情により、一部の連結子法人又は事業部門についてBIの算出に必要なデータの直近3年間分を揃えられない場合、BIの算出方法はどのようになりますか。（令和4年4月28日追加）

(A)

合併や子会社設立等により、一部の連結子法人又は事業部門についてBIの算出に必要なデータを揃えられない場合は、過去2年間あるいは直近年のデータを用いて推定する等、各金融機関において合理的な算出方法を検討の上、適切に算出する必要があります。

#### <不良債権の取り扱い>

##### 【関連条項】第305条第2項

第305条-Q4 不良債権はILDCの算出対象となりますか。（令和4年4月28日追加）

(A)

不良債権はILDCの算出対象となります。不良債権であるか否かに関わらず、金利の発生するものはILDCに含める必要があります。

#### <BICの算出方法>

##### 【関連条項】第305条第4項

第305条-Q5 BICを算出する際、BIの規模に応じてどのように掛目をを用いるべきですか。（令和4年4月28日追加）

(A)

BIの規模に応じて段階的に掛目を変更して用いる必要があります。例えば、BIが35,000億円である場合は、以下の計算となります。

$$\begin{aligned} \text{BIC} &= 1,000 \text{ 億円} \times 12\% \\ &+ (30,000 \text{ 億円} - 1,000 \text{ 億円}) \times 15\% \\ &+ (35,000 \text{ 億円} - 30,000 \text{ 億円}) \times 18\% \end{aligned}$$

= 5,370 億円

<BI の算出方法>

【関連条項】第 305 条第 5 項

第 305 条-Q6 BI の算出に保守的な算式を用いるのに承認が必要になりますか。また、どのような算式を利用すればよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

BI の算出に保守的な算式を用いる場合に、当局の承認は必要ありません。

また、具体的な算式について当局からお示しすることは想定しておりません。各金融機関において BI の値が第 305 条第 1 項に定める方法で算出する値よりも十分に保守的であることを確認できる算式を検討し、適切に判断する必要があります。判断に迷う点については、早めに当局に相談してください。

<ILM の算出方法>

【関連条項】第 306 条第 1 項

第 306 条-Q1 期によって BI が一千億円を超えたり、超えなかったりする場合は、ILM をどの方法で算出すべきですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

BI が一千億円を超え得る規模の金融機関は、期によって BI が一千億円を超えない場合であっても、第 306 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に定める方法で ILM を算出する必要があります。

<保守的な見積値>

【関連条項】第 306 条第 1 項第 4 号

第 306 条-Q2 ILM の値に保守的な見積値を用いる場合、どのように算出すればよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

保守的な見積値は、第 306 条第 1 項第 1 号に定める方法で算出した ILM より保守的な値になる蓋然性が十分に高いことを当局が確認できる値である必要があります。なお、当局においてその値の水準を一律に定めるものではなく、各金融機関の状況に応じて個別に判断することとなります。

<システム保守契約の取り扱い>

【関連条項】第 306 条第 2 項、第 313 条第 3 項第 2 号

第 306 条-Q3 第 306 条第 2 項第 1 号に規定される有形固定資産（ハードウェア等）保守契約の一部により、第 313 条第 3 項第 2 号に規定される費用を支払っているもの



の、当該保守契約料のうち第 313 条第 3 項第 2 号に規定される費用に支払った額がいくらかであるかの切り分けが困難である場合、どのような取り扱いになりますか。また、有形固定資産（ハードウェア等）保守契約と、無形固定資産（ソフトウェア等）保守契約の切り分けが困難である場合、どのような取り扱いになりますか。（令和 4 年 4 月 28 日追加）

(A)

①ハードウェア（有形固定資産）の保守契約に係る費用を事前に財務諸表に計上してあり、当該保守契約の範囲内で、老朽化したシステムの取替や修繕等が行われる場合には、当該保守契約にかかる費用は、オペレーショナル・リスク損失に含まれません（第 306 条第 2 項第 1 号）。

保険料がオペレーショナル・リスク損失に含まれない（第 306 条第 2 項第 3 号）のと同様に、事前のリスク削減策により費用計上した支出を、オペレーショナル・リスク損失にカウントする（所要自己資本の算出に用いる）必要はありません。その趣旨は、金融機関において事前のリスク削減策・移転策を採用するインセンティブが過度に抑制される事態を防ぎ、業務の維持・継続に必要な経営資源が十分に投下されることを後押しすることを通じて、金融機関におけるリスク管理の実効性を担保することにあります。

②他方で、事前に業者と締結したハードウェア保守契約の範囲外で、（システム障害などのオペレーショナル・リスク損失をもたらす事象が原因で）取替や修繕を行う必要が生じ、事後的に追加費用を支払った場合には、当該追加費用はオペレーショナル・リスク損失に含まれます（第 313 条第 3 項第 2 号）。

なお、両者（①事前のハードウェア保守費用と②事後のハードウェア保守費用）を切り分けることが困難な場合（例：業者からの請求書において、事前の保守契約に係る部分と、当該保守契約の範囲外の追加対応にかかる事後的な追加費用に係る部分が、切り分けられておらず、合計金額のみが判明している場合）には、全額がオペレーショナル・リスク損失に含まれます。

③また、ソフトウェア（無形固定資産）の保守契約にかかる費用を事前に財務諸表に計上してあり、当該保守契約の範囲内で、ソフトウェアを構成するプログラムの不具合・エラーの修正、データの修正等が行われる場合には、当該保守契約にかかる費用は、オペレーショナル・リスク損失に含まれません。

④他方で、事前に業者と締結したソフトウェア保守契約の範囲外で、（システム障害などのオペレーショナル・リスク損失をもたらす事象が原因で）プログラムやデータの修正を行う必要が生じ、事後的に追加費用を支払った場合には、オペレーショナル・リスク損失事象への対応に要した費用として当該追加費用は明確に紐づけられるため、オペレーショナル・リスク損失に含まれます（第 313 条第 3 項第 2 号）。

なお、両者（③事前のソフトウェア保守費用と④事後のソフトウェア保守費用）を切り分けることが困難な場合（例：業者からの請求書において、事前の保守契約に係る部分と、当

該保守契約の範囲外の追加対応にかかる事後的な追加費用に係る部分が、切り分けられておらず、合計金額のみが判明している場合)には、全額がオペレーショナル・リスク損失に含まれます。

⑤ちなみに、当然のことながら、①事前のハードウェア保守費用と③事前のソフトウェア保守費用を切り分けることが困難な場合(例:老朽化したハードウェア及びプログラムやデータの不具合の両方が保守契約の範囲内である場合)には、個別の事例と同様に、オペレーショナル・リスク損失に含まれません。

#### <弁護士顧問契約の取り扱い>

##### 【関連条項】第 306 条第 2 項第 2 号

第 306 条-Q4 弁護士顧問にかかる年間契約料等はオペレーショナル・リスク損失に含まれますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

弁護士顧問契約に係る費用(年間契約料等)を事前に財務諸表に計上してあり、当該顧問契約の範囲内で、法的文書のチェック、諮問を受けた際の意見やアドバイス、訴訟や内部不正などのオペレーショナル・リスク損失の事象発生後にコンプライアンス態勢の現状分析や強化などの業務改善を行う(第 306 条第 2 項第 2 号)等の場合には、当該顧問契約にかかる費用は、オペレーショナル・リスク損失に含まれません。

他方で、事前に締結した弁護士顧問契約の範囲外で、訴訟対応費用等として、事後的に追加費用を支払った場合には、オペレーショナル・リスク損失事象への対応に要した費用として当該追加的費用は明確に紐づけられるため、オペレーショナル・リスク損失に含まれます(第 313 条第 3 項第 2 号)。

#### <一部の連結子法人等又は事業部門に係る ILM の算出>

##### 【関連条項】第 307 条

第 307 条-Q1 連結子法人や一部の事業部門等が、第 310 条に定められている基準を満たす内部損失データを保有していない場合であっても、当該子法人等の規模が小規模であれば、第 306 条第 1 項第 1 号に定める方法を用いて算出した ILM を用いて銀行グループ全体のオペレーショナル・リスク相当額を算出することは可能ですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

小規模であっても、第 310 条の基準を満たさない連結子法人や一部の事業部門等について、第 306 条第 1 項第 1 号に定める方法を用いて算出した ILM を用いることは認められません。

ただし、内部損失データを十分に保有していない連結子法人や事業部門等があり、その状況にやむを得ない事情があると考えられるときは、第 310 条に定められている基準を満た

す内部損失データを保有している法人単位と内部損失データを十分に保有していない連結子法人又は事業部門等とを切り分け、以下の計算式のように別々に計算することにより、オペレーショナル・リスク相当額を算出することが可能です。

オペレーショナル・リスク相当額

$$\begin{aligned} &= (\text{第 310 条に定められている基準を満たす内部損失データを保有している法人単位の BIC}) \times (\text{当該法人単位の内部損失データに基づく ILM}) \\ &+ (\text{内部損失データを十分に保有していない連結子法人又は事業部門等の BIC}) \times (1 \\ &\quad \text{を下限として保守的に見積もった ILM}) \end{aligned}$$

<買収した企業への内部損失データ収集の遡及>

【関連条項】第 307 条

第 307 条-Q2 合併等により新たに金融機関グループ傘下に企業が加わる場合、当該企業の内部損失データを遡及して収集する必要がありますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

金融機関の連結の範囲に、連結対象外であった企業が新たに加わる場合において、当該企業の内部損失データについて遡及して収集する必要があります。しかしながら、やむを得ない事情で、遡及して収集が困難な場合は、状況に応じて各金融機関において適切な計算方法に努める又は遡及して収集しないことについて判断する必要があります。

ただし、第 306 条第 1 項第 1 号に定める方法で ILM を算出する承認を得ようとする場合には、必要な期間の内部損失データを遡及して収集し、第 310 条に定める承認の基準を満たしていることを確認する必要があります。

組織再編時の内部損失データ収集の取り扱いについては、第 305 条-Q2 も参考にしてください。

<内部取引の取り扱い>

【関連条項】第 307 条

第 307 条-Q3 内部損失データを十分に保有していない連結子法人又は事業部門等とそれ以外の法人単位とを区分して BI を算出するにあたり、両区分間で行われる内部取引はどのような取り扱いになりますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

それぞれを区分して BI を算出する場合においても、会計上の連結子法人間の内部取引は適切に除外して算出する必要があります。ただし、それが困難である場合には、保守的であることが担保できれば、例えば内部取引を考慮しない単体での数値を用いて算出することも可能です。

<ILM及びBIに係る承認スケジュール>

【関連条項】第308条、第314条、第317条

第308条-Q1 第306条第1項第1号又は第4号に定める方法で算出したILMの利用及び第317条に定めるILMの算出に係る特殊損失の除外並びに第314条に定めるBIの算出に係る処分した連結子法人等又は事業部門の除外の承認に関するプロセスやスケジュールはどのようになりますか。(令和4年4月28日追加)

(A)

第306条第1項第1号又は第4号に定める方法で算出するILMの利用及び第317条に定めるILMの算出に係る特殊損失の除外並びに第314条に定めるBIの算出に係る処分した連結子法人等又は事業部門の除外について、3月末からの利用を希望する金融機関は、前年9月頃に承認申請に係る手続きを開始する必要があります。

なお、合併等により金融機関グループ内に第306条第1項第1号又は第4号に定める方法で算出するILMの利用及び第317条に定めるILMの算出に係る特殊損失の除外並びに第314条に定めるBIの算出に係る処分した連結子法人等又は事業部門の除外について未承認の先が新たに含まれることになった場合であって、当該合併等の後に行われる直近の自己資本比率の開示が直近の承認申請に係る手続きの開始時期以前に行われる等、やむを得ない事情により、当該金融機関等が上記の取り扱いとは異なる取り扱いを希望する場合には、個々の状況に応じて個別具体的に判断することとなります。当該合併等が具体的に予定されている場合は、早めに当局に相談してください。

<承認の効力の適用日>

【関連条項】第308条、第314条、第317条

第308条-Q2 第306条第1項第1号又は第4号に定める方法で算出したILMの利用の承認及び第317条に定めるILMの算出に係る特殊損失の除外並びに第314条に定めるBIの算出に係る処分した連結子法人等又は事業部門の除外の承認を受けた場合、当該承認を受けた方法によりBI及びILMを算出できるのはいつからですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

第306条第1項第1号又は第4号に定める方法で算出するILMの利用及び第317条に定めるILMの算出に係る特殊損失の除外並びに第314条に定めるBIの算出に係る処分した連結子法人等又は事業部門の除外について、承認を受けた日の属する期に係る開示から、当該承認を受けた方法を利用することが可能です。

<内部損失データ蓄積期間>

【関連条項】第310条第1号イ、附則第23条

第310条-Q1 ILMの算出に係る承認申請に必要な内部損失データの蓄積期間の基準時

点は承認申請時点ですか、あるいは適用時点ですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

ILMの算出に係る承認申請に必要な内部損失データの蓄積期間の基準時点は、承認申請時点ではなく適用時点であり、従って必要な蓄積期間は適用時点から遡って10年間(附則第23条の適用が可能な場合は5年も可)となります。

<内部損失データ蓄積期間>

【関連条項】第310条第1号イ、附則第23条

第310条-Q2 附則第23条に従って5年間分の内部損失データを用いて第306条第1項第1号に定める方法によりILMを算出することの承認を取得した金融機関は、承認後も求められるデータ蓄積期間は5年間のままと考えてよいですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

附則第23条により5年間分の内部損失データを用いて第306条第1項第1号に定める方法によりILMを算出することの承認を取得した金融機関は、適用時点で求められる期間は5年間ですが、運用期間が1年間を経過するごとに必要な内部損失データの蓄積期間も1年間ずつ増えていき、最終的に10年間に達した時点で10年間に固定されます。

<内部損失データ蓄積期間>

【関連条項】第310条第1号イ、附則第23条

第310条-Q3 旧告示における先進的計測手法を採用していた金融機関グループにおいて、一部の連結子法人の内部損失データの蓄積期間が10年間に満たない場合、当該子法人にのみ附則第23条を適用し、5年間分の内部損失データを用いて第306条第1項第1号に定める方法によりILMを算出することの承認を得ることは可能ですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

旧告示において先進的計測手法を採用していた金融機関グループにおいて、一部の連結子法人の内部損失データの蓄積期間が10年間に満たない場合、当該連結子法人にのみ附則第23条を適用することは認められません。この場合、告示本則第307条に従い、内部損失データが揃っている先と揃っていない先とを区分し、それぞれについて適切なILMの算出及び利用が求められます。

<監査>

【関連条項】第310条第1号ロ

第310条-Q4 定期的な監査とは、金融機関内部の監査部による内部監査、監査法人等による外部監査のいずれを指しますか。あるいは、両方を指しますか。また、頻度は

どの程度を考えればよいですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

監査人の所属について当局が定めるものはなく、各金融機関において適切に判断し、実施する必要があります。また、頻度についても同様となりますが、金融機関自身の取り組みとして、内部監査は少なくとも年一度は実施されると思われますので、その中で、告示要件について確認することも方法の一つと考えられます。

<オペレーショナル・リスク損失事象の種類>

【関連条項】第310条第1号ハ

第310条-Q5 収集対象となるオペレーショナル・リスク損失事象の種類の詳細な基準については、告示を参考にしつつ、各金融機関の裁量で定めてよいですか。(令和4年3月xx日追加)

(A)

収集対象となるオペレーショナル・リスク損失事象の範囲においては、告示要件に基づき、網羅的に収集する必要があります。他方、内部損失データを別表第二に定めるオペレーショナル・リスク損失事象の種類に応じて配分する場合は、バーゼルⅡ合意文書「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」のうち附属文書9「詳細な損失事象タイプの分類」(OPE25.17 Table2)の区分(レベル2)及び活動の例(レベル3)を参考に、各金融機関の裁量で定めることが可能です。

<内部損失データの基準日>

【関連条項】第310条第1号ホ

第310条-Q6 内部損失データを各事業年度に割り当てる際に、「発生日」、「発覚日」、「会計処理日」のいずれを基準にするべきですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

内部損失データとして「発生日」、「発覚日」及び「会計処理日」をそれぞれ記録した上で、「会計処理日」を基準に各事業年度(中間事業年度を含む)に割り当てる必要があります。また、会計処理日の収集が困難である場合は、各内部損失データの会計処理を行った事業年度(中間事業年度を含む)を基準とする必要があります。

ただし、法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関においては、各内部損失データの会計処理を行った事業年度単位で記録することとして差し支えありません。

<回収額>

【関連条項】第310条第1号ヘ

第310条-Q7 回収額にはどのようなものが含まれますか。また、グロス損失や回収額が追加的に発生し、同一の事象に対して複数回のグロス損失や回収額がある場合に内

部損失データベースにどのように記録すべきですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

回収額には、保険金支払いや誤振込の組戻し等によって填補された額が含まれます。ただし、回収額は実際に金銭を受領した場合のみ計上でき、未実現利益は計上できません。

なお、損失が発生した時点と期を跨いで回収が発生した場合、回収が発生した期にネット損失を計上するものとします。この場合において、当該グロス損失が ILM の算出に用いる内部損失データの計測期間から外れた際は、それに相対する回収額（及びネット損失）が計測期間内にあっても、その回収額（及びネット損失）も計測対象外となり、その他のオペレーショナル・リスク損失の額と相殺することは認められません。

また、グロス損失の計上後に、追加的なグロス損失が発生した場合については、内部損失データベースにおいてそれぞれ別々に記載し、グループ損失（第 313 条第 6 項に規定する共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失）として取扱い、同一のグループ損失 ID を割り振る必要があります。

他方で、追加的な回収が発生した場合（例：同一の事象に対して保険金による回収が複数回行われた場合）には、回収額の合計値を更新する形で記録する必要があります。同様に、回収日（ネット損失の会計処理日）についても、最新の回収額が発生した日に更新する形で記録する必要があります。

<回収額>

【関連条項】第 310 条第 1 号へ、第 313 条第 3 項第 6 号

第 310 条-Q8 共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失（グループ損失）をもたらす事象から、損失と利益の両方が発生した場合には、内部損失データの算出には当該事象から発生した損失部分のみを含めるべきですか。それとも、利益部分を回収額としてみなし、損失部分のグロス損失を相殺したうえで、ネット損失として計上すべきですか。この場合において、ネット損失が閾値を超えなければ、ILM 算出の集計対象から外れますか。例えば、システム障害等による取引処理遅延のように一つの事象で複数のビジネスやエンティティの取引に影響を及ぼし、それぞれの価格変動次第では、一方の取引では損失が発生したが、別の取引で利益が出たようなケースを想定しております。(令和4年4月28日追加)

(A)

本件のケースでは、オペレーショナル・リスク損失事象の損失部分のみを計上し、当該事象に起因する価格変動から生じる利益等については、回収額として計上することはできません。

そもそも、回収額については、一度発生したグロス損失について、その損失額の範囲内で、保険金・損害賠償請求・誤振込の取戻し等で回収した場合に計上されるものです。このため、一度発生したグロス損失とは別の領域で、幸運にも利益等が出た場合については、たとえそ

れが共通の原因を持つ場合であったとしても当該グロス損失に係る回収額として計上することはできません。

<回収額>

【関連条項】第 310 条第 1 号へ

第 310 条-Q9 短期間で回収された損失についても、内部損失データに含める必要がありますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

オペレーショナル・リスク損失と回収額の発生が(日本時間ベースで)同日の場合、そのネット損失をグロス損失として取り扱い、回収額を内部損失データとして記録する必要はありません。

なお、海外送金の誤振込について、日本時間ベースで当日中に組戻しが間に合わなかったものの、海外時間ベースでは当月中に組戻しが完了した場合については、誤振込を仮払金等により会計処理した日にグロス損失を内部損失データベースに計上し、組戻しに係る会計処理ができた時点で回収額及びネット損失を計上します。

<他のリスクカテゴリーにも関係する損失の取り扱い>

【関連条項】第 310 条第 1 号リ、第 310 条第 1 号ヌ

第 310 条-Q10 他のリスクカテゴリーにも関係する損失についても、オペレーショナル・リスク損失として取扱うべきですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

信用リスクにも該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出に反映されている場合、オペレーショナル・リスク損失として取扱う必要はありません。例えば、信用査定に伴う事務ミス(貸付先企業の決算書の入力や金融機関独自の仕分けミス等)又は担保の設定や管理における事務ミス等に起因して信用コストが発生するリスクについて、既に信用リスク・アセットの額の算出に反映されている場合等はオペレーショナル・リスク損失として取扱う必要はありません。ただし、当該損失のうち重要と考えられるものは、内部損失データベースにおいて全て特定できるように整備することが期待されます。

他方、マーケット・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、オペレーショナル・リスク損失として取扱う必要があります。例えば、損失枠やリスク枠を守らなかったトレーダーがもたらした損失等が該当します。

<内部損失データに係る手続規程>

【関連条項】第 310 条第 1 号ル

第 310 条-Q11 内部損失データについての独立した検証プロセスとは、具体的にどのよ



うなことを指しますか。(令和4年4月28日追加)

(A)

独立した検証プロセスとは、内部損失データに係る各種手続きを所管する部署や担当者とは独立した部署や担当者によって実施される検証プロセスを指し、内部損失データの包括性及び正確性について、独立した立場から検証を行う必要があります。

内部損失データの検証については、①会計上の計数との照合(サンプリングによる突合を含む)、②定性データ(リスク統制自己評価(RCSA)、監査成績、事務過誤報告、苦情処理簿等)との整合性の検証、③各種部署の保有する計数の比較や整合性の検証などが考えられます。

また検証の担い手としては、各ビジネスラインの統括部署、オペリスク管理統括部署及び監査人が考えられます。

さらに、よりの確なオペレーショナル・リスク評価を行うためには、適切なチェック機能が確立していることが重要であり、内部損失データの品質の評価基準の明文化等によって、これらの機能を確保できるような仕組みを考えていくことが必要です。

<承認取消>

【関連条項】第312条

第312条-Q1 どのような場合に承認された方法の利用が不相当であると判断されますか。(令和4年4月28日追加)

(A)

第306条第1項第1号に定める方法によりILMを算出している金融機関は、第310条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合において、第306条第1項第4号に定める方法によりILMを算出している金融機関は、算出したILMの値が第306条第1項第1号に定める方法により算出されるILMよりも十分に保守的である蓋然性が低いと判断される場合において、承認された方法の利用が不相当であると判断されます。

<内部損失データ>

【関連条項】第313条

第313条-Q1 第313条の規定は全ての金融機関に適用されますか。(令和4年4月28日追加)

(A)

第313条の規定は全ての金融機関に適用され、内部損失データの収集手続等を含めたオペレーショナル・リスク管理に関する規程を策定する必要があります。もっとも、記録が必要な内部損失データの金額については、各金融機関の裁量において適切な基準を設定することが想定されます。

例えば、第306条第1項第2号ロ又は第3号に基づきILMに1を利用する金融機関及び

第 306 条第 1 項第 4 号に基づき ILM に保守的な見積値を利用する金融機関においては、事務負担等を踏まえて内部損失データの収集の基準を設定することも、裁量により認められます。

しかしながら、オペレーショナル・リスク管理の向上の観点から、内部損失を特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、リスク削減・移転戦略を策定することが引き続き期待されます。

#### <内部損失データ>

##### 【関連条項】第 313 条

第 313 条-Q2 記録が必要な内部損失データは、第 306 条第 1 項第 1 号と同じく、ネット損失が 200 万円を超えるオペレーショナル・リスク損失のみでよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

各金融機関の裁量において、適切な基準を設定する必要があります。

ただし、第 306 条第 1 項第 1 号の承認を得ようとする金融機関においては、第 313 条第 6 項に規定する共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失を 1 件の損失事象とみなす点について留意し、ネット損失が 200 万円を超えるオペレーショナル・リスク損失を漏れなく捕捉できるようにする必要がある点を考慮する必要があります。

#### <内部損失データに係る為替レートの取り扱い>

##### 【関連条項】第 313 条

第 313 条-Q3 内部損失データとして収集及び保有する海外子法人又は海外支店のオペレーショナル・リスク損失の円貨換算額には、どの為替レートを用いればよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

財務会計処理に利用しているものと同じ為替レートで損失額を円貨換算する必要があります。なお、財務会計処理に利用している為替レートの取得が困難である場合には、保守的であることが担保できれば、該当する事業年度において最も損失額が大きくなるような為替レート、該当する事業年度の期中平均レート等、簡便的な為替レートを用いることも可能です。

また、海外子法人等の内部損失データについて、現地通貨建で財務会計処理したうえで、本邦の連結決算を行う期末ごとに、期末の為替レートで円貨換算する場合には、半期ごとに財務会計処理に利用している為替レートが更新されることが想定されます。この場合において、一度、内部損失データベースに記録した内部損失データの円貨換算額を、直近の期末の為替レートを用いて更新する必要は必ずしもありません。もっとも、内部損失データの為替レートを財務会計処理に利用している為替レートと同一のものに揃えるため、半期ごと

に更新する取扱いも可能です。

<内部損失データ>

【関連条項】第 313 条第 3 項第 1 号

第 313 条-Q4 「オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象が直接の原因となり、財務諸表に影響を与える償却又は損失」にはどのような損失が含まれますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

事務ミスやシステム障害等によって発生する減損や違約金、顧客への賠償金等、会計上、費用や損失として処理され、財務諸表に影響を与えるものが含まれます。

<内部損失データ>

【関連条項】第 313 条第 3 項第 2 号

第 313 条-Q5 「オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用及びオペレーショナル・リスクをもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コスト」にはどのような損失が含まれますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用には、損失事象に直接関連させることのできる費用全般が含まれます。例えば、オペレーショナル・リスク損失をもたらす事故の訴訟にかかった弁護士費用、アドバイザーやその他の業者への手数料等の諸費用等が挙げられます。

オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コストには、自然災害や事故、内部不正やシステム障害（サイバー攻撃によるものを含む）等により、システムや設備、備品等の取替や修繕等が必要になった場合に要した費用が含まれます。

<内部損失データが複数の期を跨がる場合の取り扱い>

【関連条項】第 313 条第 3 項第 3 号

第 313 条-Q6 引当金額が実際の確定損失額より過大であった場合、戻入額を以て内部損失データ上の損失を相殺できますか。また、引当金額や仮払金額が実際の確定損失額より過小であった場合、それぞれの期において内部損失データベースにどのように記録しますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

内部損失データとして記録した引当金とそれに対応する戻入額とを相殺することは認められません。例えば、2018 年に 1 億円の引当金額を記録したものの、2019 年に確定した損失額が 8 千万円である場合、内部損失データベースには 2018 年時点では 2018 年に 1 億円を

記録し、2019年時点では2018年に計上済みの1億円を遡及的に更新し、8千万円と記録する必要があります。

しかし、当該引当金額を上回る戻入額を計上し、他の損失額を削減することは認められません。

引当金、準備金及び仮勘定の繰入額を内部損失データベースに記録する方法については、同様に扱います。すなわち、引当金額や仮払金額が実際の確定損失額より過小であった場合、内部損失データベースには引当金額と、実際の確定損失額から引当金額等を差し引いた値を、それぞれの会計処理日に記録する必要があります。

例えば、2018年に1億円の引当金額を記録したものの、2019年に確定した損失額が1億2千万円である場合、内部損失データベースには2018年に1億円を、2019年に差額の2千万円をそれぞれ記録する必要があります。このとき、2018年に計上済みの1億円を、2019年に改めて記録したり、計上期を2018年から2019年に遡及的に更新したりする必要はありません。

同様に、2018年に1億円の仮払金額を記録したものの、2019年に最終的に雑損として計上した損失額が1億2千万円である場合、内部損失データベースには2018年に1億円を、2019年に差額の2千万円を記録する必要があります。このとき、2018年に計上済みの1億円を、2019年に改めて記録したり、計上期を変更したりする必要はありません。

なお、上記のケースにおいて、差額がILM算出の閾値（200万円）以下の場合も同様とします。

#### <内部損失データ>

##### 【関連条項】第313条第3項第3号

第313条-Q7 第313条第3項第3号の「オペレーショナル・リスク損失をもたらさるる事象に備えて計上された引当金、準備金及び仮勘定の繰入額」は、確定した損失ではないため、社内でも秘匿性が高い情報になります。オペレーショナル・リスク相当額を算出する部門が、当該繰入額の内容（訴訟の内容や状況等）をどの程度を把握し、内部損失データベースに記録することが必要ですか。例えば、引当金については繰入額及びその会計処理日等の概要のみを把握して内部損失データベースに記録し、損失確定後に詳細を更新する取り扱いで問題ないでしょうか。（令和4年4月28日追加）

(A)

オペレーショナル・リスク管理部門における秘匿性が高い情報へのアクセスの深度やタイミングは金融機関毎に異なることが想定されます。従いまして、一旦、引当金繰入額の概要のみを把握した上で、内部損失データとして計上し、損失確定後に詳細を内部損失データベースに記入することで差し支えありません。

#### <内部損失データ>

【関連条項】第 313 条第 3 項第 4 号

第 313 条-Q8 「オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に起因して過去の財務情報を修正する目的で計上する損失」にはどのような損失が含まれますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

過年度の手数料の過徴収が発覚したことにより、訴訟等の法的リスクを避けるため生じた払い戻しや、過年度の会計処理のミスが発覚したことにより粉飾等の法的リスクが顕在化することを避けるため計上する損失等が含まれます。

ただし、例えば手数料の過徴収と払い戻しが同期内に発生している場合等、期を跨らずに発生した事象は、オペレーショナル・リスク損失として取扱う必要はありません。

<内部損失データ>

【関連条項】第 306 条第 2 項第 2 号、第 313 条第 3 項第 3 号、第 313 条第 6 項

第 313 条-Q9 「共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失」(グループ損失)にはどのような損失が含まれますか。例えば、同一の台風により、銀行持株会社傘下の子銀行 A で 150 万円の損失、子銀行 B で 100 万円の損失が発生した場合、銀行持株会社グループ全体では 250 万円の損失 (ILM 算出の閾値の 200 万円超) であるが、各子銀行ベースでは 200 万円以下である場合に、各法人単位における ILM 算出の対象となる損失額はいくらになりますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

(1) グループ損失の範囲

複数の拠点に損害をもたらす地震、台風、感染症等の自然災害や、複数の顧客に対する賠償が必要になる情報漏洩事象、同一犯行グループによるクレジットカード・キャッシュカード等の不正利用等、共通の原因による複数の損失が含まれます。

なお、「自然災害による損失」という損失の分類は同一でも、例えば、台風一号と台風二号あるいは地震と台風は異なる原因とも考え得ることから、分類が同一であるという理由のみを以て共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失(グループ損失)として取扱うのは不適切であり、あくまで、共通の原因であるかに着目して適切に判断する必要があります。

なお、グループ損失に該当するかどうかについては、以下の事例も参考にしてください。

①一人の担当者が複数の不適切事務を行った場合

グループ損失に該当するケースもあります。もっとも、「一人の担当者」が必ずしも「共通の原因」になるとは限りません。

②社内規程の不備により複数人(複数店)で同じ事務ミスが発生した場合

グループ損失に該当します。

③同一の原因で発生した別々の訴訟にかかる損失（クレジット債権の過払返還請求等）  
グループ損失に該当します。

④同一の要因（同一の箇所の規程の誤読、不注意による交通事故、同一種類のサイバー攻撃による被害等）

グループ損失に該当するケースもあります。「同一の箇所の規程の誤読」については、誤読や理解不足が起きやすいような書きぶりであるなど「社内規程の不備」と言えるような単一の原因が発端となった場合には、グループ損失に該当します。「不注意による交通事故」については、必ずしも「共通の原因」になるとは限りません。また、「同一種類のサイバー攻撃」についても攻撃者がそれぞれ異なることも考え得ることから、分類が同一であるという理由のみをもってグループ損失に該当するわけではありません。

⑤単一の原因が発端となった、異なる事象（規程改定時の記載ミスが発端で発生した、異なるミス事象）

グループ損失に該当します。

⑥新型コロナウイルス感染症（COVID-19）という単一の感染症が発端となった、異なる事象

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、共通の原因として、グループ損失に該当しません。

コロナ関連費用については、台風などの自然災害に被災した場合の関連費用と同様に、事後的に生じた費用のみをオペレーショナル・リスク損失に含め、事前のリスク削減策はオペレーショナル・リスク損失に含めません。具体的には、以下のとおりです。

（i）事後的に生じた費用と事前のリスク削減策

役職員の新型コロナウイルスへの感染が判明して以降、事後的に生じた費用（例：営業店A支店の消毒費用、役職員への見舞金）については、オペレーショナル・リスク損失に含まれます。

一方で、新型コロナウイルスへの感染を予防するための費用（例：在宅勤務用の端末購入、アクリル板の設置、アルコール消毒液の設置、マスクの購入費用等）は、事前のリスク削減策として、オペレーショナル・リスク損失に含まれません（第306条第2項第2号に規定するオペレーショナル・リスク損失の事象発生後に業務改善に要した費用に該当します）。

当然のことながら、事後的に生じた費用と事前のリスク削減策で生じた費用は、その性

質が異なるため、共通の原因を持つグループ損失として計上する必要はありません。

(ii) 複数の場所で事後的に生じた費用

もつとも、事前のリスク削減策を尽くしてもなお、新規のコロナ感染者数をゼロにすることは難しく、地理的に離れた別の B 支店においてコロナ感染者が発生し、個別の消毒費用が追加発生した場合には、オペレーショナル・リスク損失に含まれますし、A 支店におけるケースと同じグループ損失 ID を割り振る必要があります。

(iii) 事後的に生じた費用と引当金繰入額

事後的に生じた費用（例：A 支店においてコロナ感染者が発生した際における個別の消毒費用）をオペレーショナル・リスク損失に計上後、引き続き感染が拡大しており、将来の時点における役職員の新型コロナウイルス感染に個別に紐づく費用（例：営業店の消毒費用、役職員への見舞金）が発生する蓋然性が高く、現時点において引当金繰入額を計上する場合には、後者についてもオペレーショナル・リスク損失に含まれます（第 313 条第 3 項第 3 号）。

この場合において、両者は、共通の原因を持っているため、グループ損失として計上する必要があります。

(2) 銀行持株会社におけるグループ損失の計上方法

また、内部損失データの収集はグループ損失を含めて、自己資本比率の算出の単位毎に行います。例えば、同一の台風により、銀行持株会社傘下の子銀行 A で 150 万円の損失、子銀行 B で 100 万円の損失が発生した場合における①～③の各エンティティの自己資本比率の算出に係る ILM 算出の対象の損失は以下のとおりです。

なお、銀行持株会社ではなく、親銀行と子銀行の場合も同様の取り扱いとなります。

①銀行持株会社：250 万円（＝子銀行 A150 万円＋子銀行 B100 万円）

②子銀行 A：0 万円

③子銀行 B：0 万円

<内部損失データが複数の期を跨がる場合の取り扱い>

【関連条項】第 313 条第 1 項、第 6 項、別紙様式第 2 号第 33 面、別紙様式第 4 号第 26 面

第 313 条-Q10 グロス損失が発生した次の事業年度に回収額が発生しネット損失が確定した場合、各期のグロス損失合計額及びネット損失合計額をどのように内部損失データベースに記録すべきですか。例えば、2020 年度にグロス損失 300 万円が発生し、2021 年度に▲200 万円の回収額が発生し、2021 年度にネット損失が 100 万円（＝グロス損失 300 万円－回収額 200 万円）で確定した場合、2021 年度の開示において、過去

分（2020年度）の開示情報を遡及的に更新する必要がありますか。  
 また、共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失（グループ損失）が複数の期を  
 跨いで発生する場合に、その内部損失データをどの期の損失データとして取扱えばよ  
 いですか。例えば、グループ損失であるグロス損失又はネット損失が、2020年度から  
 5年間にわたり100万円ずつ発生する（合計500万円）場合において、それぞれの期  
 における開示において、過去分の開示情報を遡及的に更新する必要がありますか。（令  
 和4年4月28日追加）

(A)

(1) ネット損失が期を跨いで発生した場合

グロス損失の計上時期と、回収額・ネット損失の計上時期が異なる場合に、各期のグロス  
 損失合計額及びネット損失合計額をどのように記録すべきかについては、以下のとおりと  
 します。

T期のグロス損失の一部が、事後（T+1期）に回収された場合を考えます。T期において  
 は、回収額はゼロですので、グロス損失＝ネット損失として計上します。回収時点（T+1期）  
 では、回収額が発生しますので、ネット損失（＝グロス損失－回収額）は、グロス損失と異  
 なる値として計上します。

この際、T期に一旦計上したグロス損失はT期の損失額の合計から遡及的に控除します。  
 開示情報の過去分の更新の方法については、以下の例を参考にしてください。

<具体例>

2020年度にグロス損失300万円が発生し、2021年度に▲200万円の回収額が発生し、2021  
 年度にネット損失が100万円（＝グロス損失300万円－回収額200万円）で確定した場合、  
 ネット損失の合計額に係る2020年度時点の開示と、2021年度時点の開示はそれぞれ、以下  
 のとおりとなります。

2020年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020年度開示	300	300

2021年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020年度開示	<u>0（更新後）</u>	<u>0（更新後）</u>
2021年度開示	100	0（閾値以下）

まず、2021年度時点で、2020年度時点ですでに公表済の開示については遡及訂正する必  
 要はありません。しかしながら、2021年度時点で改めて公表する前年度の開示情報につい  
 ては、新たに会計処理した回収額（▲200万円）を踏まえて、更新する必要があります。

この点、2021年度の内部損失データベース上は、ネット損失は100万円ですが、閾値（200



万円) 以下なので、ILM 算出からは除外し、開示も不要となります(前提として、内部損失データベースについては、閾値以下のネット損失も記録しつつ、閾値超のネット損失については、「ILM 算出用データ」のフラグを立てて管理することを想定しております)。なお、保守的に、閾値以下のネット損失について、ILM 算出に含め、開示することも可能です。

## (2) グループ損失が期を跨いで発生した場合

共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失(グループ損失)が複数の期を跨いで発生する場合は、発生した損失額の合算値から回収額の合算値を差し引いた値をネット損失として算出し、最後に当該オペレーショナル・リスク損失(又は回収額)が発生した期における1件の内部損失データとしてまとめて取扱う必要があります。

なお、第306条第1項第1号に定める方法でILMを算出する場合、1件あたりの損失額が200万円以下であっても、ILMの算出に要する内部損失データの蓄積期間中に計上される損失額を合算すると200万円を超える場合はILMの算出に用いる必要があります。

なお、グループ損失であっても、ILMの算出に要する内部損失データの蓄積期間外に発生した、あるいは経年により期間外となる損失額及び回収額は合算の対象とする必要はなく、その結果の合算値が200万円以下となる場合は、ILMの算出に用いる必要はありません。

なお、グループ損失が発生し続ける場合には、内部損失データベース上、最新の期において、過去分をまとめて計上する一方、過去の期に一旦計上した分は遡及的に控除します(前提として、内部損失データベースについては、閾値以下のネット損失も記録しつつ、複数のネット損失が共通の原因に基づく場合には、グループ損失ごとに固有のIDを割り振って管理することを想定しております。すなわち、グループ損失としての基準日は最新の期に寄せられますが、グループ損失を構成する一つ一つのネット損失の会計処理日が、遡及的に更新されるわけではありませんので、ご注意ください)。

また、最古のグループ損失の発生から10年間が経過し、最古のグループ損失が計測期間から外れた場合にも遡及的に控除し、同様に最後に当該グループ損失が発生した期における数値を遡及的に更新する必要があります。

開示情報の過去分の更新の方法については、以下の例を参考にしてください。

### <具体例>

例えば、グループ損失であるネット損失が、2020年度から5年間にわたり100万円ずつ発生する(合計500万円)場合、それぞれの期における開示は、以下のとおりとなります。

なお、2021年度時点で、2020年度時点ですでに公表済の開示については遡及訂正する必要はありません。しかしながら、2021年度以降の時点で改めて公表する前年度の開示情報については、新たにグループ損失に追加された損失を踏まえて、更新する必要があります。

ちなみに、グループ損失の一部のグロス損失が計測期間から外れ、回収額が計測期間に残存した場合には、ネット損失(=グロス損失-回収額)も計測期間から外れます。すなわち、

グロス損失の会計処理日が計測期間から外れた場合には、たとえ対応する回収額が計測期間に残存していたとしても、同一グループ内の他のグロス損失から当該回収額を差し引くことはできません。

<グループ損失の具体例>

	内部損失データベース	最新の期にまとめて計上されるグループ損失の合計値
2020年度	100	100
2021年度	100	200
2022年度	100	300
2023年度	100	400
2024年度	100	500
2025年度以降	0	0

<開示情報の具体例>

2020年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020年度	100	0（閾値以下）

2021年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020年度	100	0
2021年度	100	0（閾値以下）

2022年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020年度	100	0
2021年度	100	0
2022年度	100	300

2023年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020年度	100	0
2021年度	100	0
2022年度	100	<u>0（更新後）</u>

2023 年度	100	400
---------	-----	-----

2024 年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020 年度	100	0
2021 年度	100	0
2022 年度	100	0
2023 年度	100	<u>0（更新後）</u>
2024 年度	100	500

2025 年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020 年度	100	0
2021 年度	100	0
2022 年度	100	0
2023 年度	100	0
2024 年度	100	500
2025 年度	0	0

2026 年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020 年度	100	0
2021 年度	100	0
2022 年度	100	0
2023 年度	100	0
2024 年度	100	500
2025 年度	0	0
2026 年度	0	0

2027 年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020 年度	100	0
2021 年度	100	0
2022 年度	100	0
2023 年度	100	0
2024 年度	100	500
2025 年度	0	0
2026 年度	0	0

2027年度	0	0
--------	---	---

2028年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020年度	100	0
2021年度	100	0
2022年度	100	0
2023年度	100	0
2024年度	100	500
2025年度	0	0
2026年度	0	0
2027年度	0	0
2028年度	0	0

2029年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2020年度	100	0
2021年度	100	0
2022年度	100	0
2023年度	100	0
2024年度	100	500
2025年度	0	0
2026年度	0	0
2027年度	0	0
2028年度	0	0
2029年度	0	0

2030年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2021年度	100	0
2022年度	100	0
2023年度	100	0
2024年度	100	<u>400（更新後）</u>
2025年度	0	0
2026年度	0	0
2027年度	0	0
2028年度	0	0

2029 年度	0	0
2030 年度	0	0

2031 年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2022 年度	100	0
2023 年度	100	0
2024 年度	100	<u>300（更新後）</u>
2025 年度	0	0
2026 年度	0	0
2027 年度	0	0
2028 年度	0	0
2029 年度	0	0
2030 年度	0	0
2031 年度	0	0

2032 年度時点	内部損失データベース	開示情報（閾値超）
2023 年度	100	0
2024 年度	100	<u>0（更新後）</u>
2025 年度	0	0
2026 年度	0	0
2027 年度	0	0
2028 年度	0	0
2029 年度	0	0
2030 年度	0	0
2031 年度	0	0
2032 年度	0	0

<内部損失データ>

【関連条項】第 313 条

第 313 条-Q11 連結子法人等については、どこまでが BIC や ILM の算出対象になりますか。例えば、非金融事業会社である連結子法人で発生したオペレーショナル・リスク損失も ILM 算出に含まれますか。（令和 4 年 4 月 28 日追加）

(A)

親会社は、その連結子法人の事業に関しても、別表第一に規定する BIC の構成要素に該当

するかどうかを確認する必要があります。グループ内の連結子法人で発生したオペレーショナル・リスク損失については、当該連結子法人の事業が BIC の構成要素に該当する資金運用収益や役務取引等収益等に貢献しうる事業であれば、広く ILM 算出に含まれます。例えば、事務センター、コンサルティング、シンクタンク等の事業が当てはまります。

BIC の構成要素に該当するかどうかについて、詳細は以下のとおりです。

#### (1) 連結子法人に係る BIC の範囲

例えば、銀行法上の金融関連業務会社が行う介護事業からの収益は、別表第一に規定する BIC の構成要素に該当しないことは自明ですが、当該連結子法人からの受取配当金については、親会社の投資事業から得られる収益として BIC 算出に含まれます。

すなわち、銀行法に規定する金融関連業務会社、従属業務会社又は銀行業高度化等会社等として子会社が行い得る事業の範囲は、いわゆる金融業として想定される範囲よりも広いいため、当該事業そのものから発生する収益・費用は BIC の構成要素に該当しないこともありますが、その場合においては、親会社に対する受取配当金については親会社の BIC の算出対象とすることが、保守的な取扱いと考えられます。

なお、別表第一においては、「受取配当金」の「一般的な内容」を例示列挙する形で「連結対象外の会社の株式及びファンドに対する投資に係る受取配当金（非連結の子会社、関連会社及びジョイントベンチャーからの受取配当金を含む。）」と規定していますが、あくまでも例示であることに留意する必要があります。

ちなみに、別表第一（注）1. に規定するように、「保険業務に係る損益」は BIC の構成要素ではありませんが、親会社が保険会社への投資を通じて得る受取配当金については、BIC の算出に含まれます。当該受取配当金は、別表第一（注）1. に規定する「保険業務に係る損益」ではなく、あくまでも親会社における投資事業から発生する収益であるためです。

#### (2) 連結子法人に係る ILM の範囲

上記の親会社の受取配当金に対応する ILM の算出対象は、例えば、親会社の投資担当部署における横領、粉飾決算などが該当します。

もっとも、受取配当金に対応する ILM の算出対象には、投資先の連結子法人の日々の業務から発生しうる内部損失データは含まれません。

#### <除外特例>

##### 【関連条項】第 314 条、第 317 条

第 314 条-Q1 BI 又は ILM 若しくはその両方の除外特例の承認を受ける場合、いつから除外特例を適用して BI 又は ILM 若しくはその両方を算出できますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)
--

(A)

除外特例を受けた日の属する期から、除外特例を適用して BI 又は ILM 若しくはその両方を算出することができます。

<特殊損失>

【関連条項】第 318 条

第 318 条-Q1 「特殊損失を発生させた業務に類似した業務を現在行っておらず、かつ、再発可能性を排除できること」にはどのような場合が該当しますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

特殊損失に係るリスクが残存していないこと及び特殊損失と同様の損失が起こるリスクが他の事業で生じないことを疎明できる場合が該当します。例えば、事業売却等により過去に損失が発生した事業そのものが連結対象外になった場合等が考えられます。

他方、自然災害による損失や商品の内容変更による損失等は、一過性あるいは発生頻度の低い損失であると考えられますが、同様の損失の再発可能性を完全に排除することができないと考えられるため、多くの場合は特殊損失には該当しません。

<特殊損失>

【関連条項】第 318 条第 2 項第 5 号

第 318 条-Q2 共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失事象であって、会計処理日が異なる複数の損失がある場合、3 年間の起算日はいつになりますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

最初のオペレーショナル・リスク損失の計上日が 3 年間の起算日となります。

<別表第一>

【関連条項】別表第一（第三百五条第二項関係）

別表第一-Q1 「BIC の各構成用語の意義」における「一般的な小分類」に記載されている項目は、限定列举ですか。それとも例示列举ですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

「一般的な小分類」は例示列举であり、あくまで典型例を示したものにすぎません。例えば、「資金運用収益」の「一般的な小分類」に記載のない受取利息であっても、なんらかの資産の運用から得られる収益であれば、(プラスの利回りであれ、マイナスの利回りであれ) 資金運用収益に該当します (ただし、受取配当金は除きます)。

<別表第一>

【関連条項】別表第一（第三百五条第二項関係）

別表第一-Q2 「加入した保険契約又は再保険契約において支払った保険料及び返戻金・受取保険金」にはどのようなものが含まれますか。(令和4年4月28日追加)

(A)

住宅ローンの団体信用保険料等、金融機関が保険契約者あるいは保険金受取人となって支払う保険料や返戻金・受取保険金が含まれます。

<別表第一>

【関連条項】別表第一(第三百五条第二項関係)

別表第一-Q3 「固定資産に係る費用(オペレーショナル・リスク損失に起因して生じた場合を除く。)」について、オペレーショナル・リスク損失に起因して生じた場合は、BIの計算上、どのコンポーネントに該当しますか。(令和4年4月28日追加)

(A)

発生したオペレーショナル・リスク損失の性質に応じて、各金融機関において適切に判断する必要があります。判断に迷う点については、当局に相談してください。

<別表第一>

【関連条項】別表第一(第三百五条第二項関係)

別表第一-Q4 「減損の戻入額」は本邦の会計基準には存在しませんが、どのように対応すればよいですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

本邦の会計基準等、減損の戻入の計上を想定していない会計基準に基づく場合は減損の戻入額を考慮する必要はありません。国際会計基準(IFRS)等、減損の戻入の計上を想定している会計基準を採用している場合にのみ、減損の戻入額を考慮する必要があります。